

○ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年 2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
農村地域防災減災事業実施要領	農村地域防災減災事業実施要領
平成25年 2月26日付け 24農振第2118号 最終改正 <u>令和4年3月31日付け 3農振第2385号</u>	平成25年 2月26日付け 24農振第2118号 最終改正 <u>令和3年4月1日付け 2農振第3715号</u>
第1・第2 （略）	第1・第2 （略）
第3 事業内容等	第3 事業内容等
1 （略）	1 （略）
2 整備事業	2 整備事業
用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。	用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。
(1)～(14)（略）	(1)～(14)（略）
<u>(15) ため池洪水調節機能強化事業（要領別表1の1の(12)のため池洪水調節機能強化事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙18及び要領別紙18-2によるものとする。</u>	<u>(15) ため池洪水調節機能強化事業（要領別表1の1の(12)のため池洪水調節機能強化事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙18及び要領別紙18-2によるものとする。</u>
<u>(16) 湛水被害総合対策事業（要領別表1の1の(13)の湛水被害総合対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙19によるものとする。</u>	<u>(16) 湛水被害総合対策事業（要領別表1の1の(13)の湛水被害総合対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙19によるものとする。</u>
3 （略）	3 （略）
4 土地改良法第87条の4等に基づく事業	4 土地改良法第87条の4等に基づく事業
土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</u>	土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>要領別紙3の第2の1の（1）及び要領別紙17の第2の1の（1）の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の1及び2に掲げるものとする。</u>
3 （略）	3 （略）
4 土地改良法第87条の4等に基づく事業	4 土地改良法第87条の4等に基づく事業
土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</u>	土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>要領別紙3の第2の1の（1）及び要領別紙17の第2の1の（1）の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の1及び2に掲げるものとする。</u>
3 （略）	3 （略）
4 土地改良法第87条の4等に基づく事業	4 土地改良法第87条の4等に基づく事業
土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</u>	土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>要領別紙3の第2の1の（1）及び要領別紙17の第2の1の（1）の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の1及び2に掲げるものとする。</u>
3 （略）	3 （略）
4 土地改良法第87条の4等に基づく事業	4 土地改良法第87条の4等に基づく事業
土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</u>	土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、 <u>要領別紙3の第2の1の（1）及び要領別紙17の第2の1の（1）の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の1及び2に掲げるものとする。</u>
第4 事業実施主体	第4 事業実施主体
要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領 <u>別紙19</u>	要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領 <u>別紙17</u>

改正後	改正前
<p>までに定めるとおりとする。</p>	<p>までに定めるとおりとする。</p>
<p>第5 (略)</p>	<p>第5 (略)</p>
<p>第6 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙19までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙17までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第7 (略)</p>	<p>第7 (略)</p>
<p>第8 審査の基準</p> <p>要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2までの事業、要領別紙14の第2の3、要領別紙17の第2の1及び2、<u>要領別紙18の第2の1及び3並びに要領別紙19</u>の事業にあつては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第8 審査の基準</p> <p>要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2までの事業、要領別紙14の第2の3<u>並びに</u>要領別紙17の第2の1及び2の事業にあつては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第9～第12 (略)</p>	<p>第9～第12 (略)</p>
<p>第13 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、<u>緊急防災工事計画</u>を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>第13 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、<u>緊急耐震工事計画</u>を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。</p> <p>3～9 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正後の農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）第3の2の（15）及び（16）に掲げる事業（同要領第7の3に該当する場合を除く。）の採択を希望する場合にあっては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定にかかわらず、当該事業の令和4年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和4年10月末日までとする。

改正後			改正前		
(要領別表1)			(要領別表1)		
事業区分	事業種類	事業内容	事業区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備	1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備
	(2) ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等		(2) ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等
	(3) 用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備		(3) 用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備
	(4) 農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備		(4) 農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備
	(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備		(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備
	(6) 農業用河川工作物等 応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備		(6) 農業用河川工作物等 応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備
	(7) 特定農業用管水路等 特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等		(7) 特定農業用管水路等 特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等
	(8) 水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等		(8) 水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等
	(9) 公害防除特別土地改良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等		(9) 公害防除特別土地改良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等
	(10) 地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等		(10) 地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

改正後			改正前		
	<p>(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p> <p><u>(12) ため池洪水調節機能強化事業</u></p> <p><u>(13) 湛水被害総合対策事業</u></p>	<p>防災重点農業用ため池の整備等</p> <p><u>洪水調節機能の強化を目的としたため池の整備等</u></p> <p><u>湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等</u></p>		<p>(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>防災重点農業用ため池の整備等</p>
2. 災害管理施設等整備	<p>(1) 農業用施設等災害管理対策事業</p> <p>(2) 農村防災施設整備事業</p> <p>(3) 農業水利施設危機管理対策事業</p>	<p>防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>災害発生の危険が高い地域における農村防災施設等の整備</p> <p>農業水利施設における安全対策を実施</p>	2. 災害管理施設等整備	<p>(1) 農業用施設等災害管理対策事業</p> <p>(2) 農村防災施設整備事業</p> <p>(3) 農業水利施設危機管理対策事業</p>	<p>防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>災害発生の危険が高い地域における農村防災施設等の整備</p> <p>農業水利施設における安全対策を実施</p>

改正後

改正前

別記様式第1号（第7関係）

別記様式第1号（第7関係）

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災総合計画書

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災総合計画書

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

改 正 後

1. 都道府県の概要									
2. 農業生産基盤施設の整備・管理状況									
3. 近年発生した災害の状況									
災害名	年月日	被害状況							
			農用地	農業用施設	作物	人家	公共施設	道路	合計
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							

改 正 前

1. 都道府県の概要									
2. 農業生産基盤施設の整備・管理状況									
3. 近年発生した災害の状況									
災害名	年月日	被害状況							
			農用地	農業用施設	作物	人家	公共施設	道路	合計
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							
		被害量 (ha、 箇所等)							
		被害額 (千円)							

改正後				改正前			
想定される災害				想定される災害			
4. 農村地域における災害対策上の課題				4. 農村地域における災害対策上の課題			
5. 防災・減災対策の取組状況				5. 防災・減災対策の取組状況			
6. 今後の防災・減災対策の推進方針				6. 今後の防災・減災対策の推進方針			
(1) 全体方針	農地防災			(1) 全体方針	農地防災		
	減災対策				減災対策		
	地域防災				地域防災		
(2) 各種計画との関連	土地改良長期計画、地域防災計画等との関連性			(2) 各種計画との関連	土地改良長期計画、地域防災計画等との関連性		
(3) 農村地域における防災減災対策の施策				(3) 農村地域における防災減災対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備事業名称	計画方針	整備数(箇所・延長)	(4) 施設整備計画	整備事業名称	計画方針	整備数(箇所・延長)

改正後				改正前			
(5) 安全対策				(5) 安全対策			
(6) 農村防災体制計画	防災体制			(6) 農村防災体制計画	防災体制		
	情報連絡体制 図				情報連絡体制 図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組織名	(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組織名
<p>1～5 (略)</p> <p>6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、<u>ため池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業</u>）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)</p> <p><input type="checkbox"/><u>ため池洪水調節機能強化事業</u></p> <p><u>・全体方針（ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針）</u></p> <p><input type="checkbox"/><u>湛水被害総合対策事業</u></p> <p><u>・全体方針（湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針）</u></p>				<p>1～5 (略)</p> <p>6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>			

改正後

(5) ~ (7) (略)

改正前

(5) ~ (7) (略)

改正後

改正前

別記様式第2号（第7関係）

別記様式第2号（第7関係）

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災推進計画書

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災推進計画書

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

改正後				改正前			
1. 市町村の概要				1. 市町村の概要			
2. 市町村における災害対策上の課題				2. 市町村における災害対策上の課題			
3. 防災・減災対策の取組状況				3. 防災・減災対策の取組状況			
4. 今後の防災・減災対策の推進方針				4. 今後の防災・減災対策の推進方針			
(1) 全体方針	農地防災			(1) 全体方針	農地防災		
	地域防災				地域防災		
	減災対策				減災対策		
(2) 各種計画との関連	地域防災計画等との関連性			(2) 各種計画との関連	地域防災計画等との関連性		
(3) 農村地域における防災減災対策の施策				(3) 農村地域における防災減災対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所・延長)	(4) 施設整備計画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所・延長)
(5) 安全対策				(5) 安全対策			

改正後				改正前			
(6) 農村防災体制計画	防災体制			(6) 農村防災体制計画	防災体制		
	情報連絡体制 図				情報連絡体制 図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組 織名	(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組 織名
1～3 (略)				1～3 (略)			
4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。				4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、 <u>ため池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業</u> ）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。				(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。			
□調査計画事業～□防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)				□調査計画事業～□ため池群管理体制整備事業 (略)			
<u>□ため池洪水調節機能強化事業</u>				(新設)			
・全体方針（ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針）				(新設)			
<u>□湛水被害総合対策事業</u>							
・全体方針（湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針）							
(5)～(7) (略)				(5)～(7) (略)			

改正後	改正前
別記様式第3号～別記様式第8-2号 (略)	別記様式第3号～別記様式第8-2号 (略)
要領別紙1～要領別紙17-2 (略)	要領別紙1・要領別紙17-2 (略)
<p><u>要領別紙18 (ため池洪水調節機能強化事業に係る運用)</u></p> <p>第1 趣旨 <u>要領別表1の事業区分1の(12)に掲げるため池洪水調節機能強化事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙18-2の定めるところによる。</u></p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>1 洪水調節機能の賦与・増進</u> <u>洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備</u></p> <p><u>2 低水位管理に必要な整備</u> <u>ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐きの切り欠き等の整備</u></p> <p><u>3 洪水調節容量の活用に必要な整備</u> <u>利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備</u></p> <p><u>4 実施計画策定</u> <u>事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定</u></p> <p>第3 事業実施主体</p> <p><u>1 第2の1及び3の事業にあつては、都道府県又は市町村</u></p> <p><u>2 第2の2及び4の事業にあつては、都道府県又は団体</u></p> <p>第4 実施要件</p> <p><u>1 次のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下水第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）</u></p> <p><u>イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）</u></p> <p><u>（2）治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</u></p> <p><u>（3）地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</u></p> <p>2 大規模事業</p> <p><u>第2の1及び3の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>（1）防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの。ただし、離島にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>（2）防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、想定被害額（農業関係以外）が3億円以上のもの</u></p> <p>3 小規模事業</p> <p><u>（1）第2の1及び3の事業にあつては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農業関係以外）が4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの</u></p> <p><u>（2）第2の2の事業にあつては、防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上のもの</u></p> <p>第5 事業の実施</p> <p><u>1 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定め</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>る書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。</u></p>	
<p><u>要領別紙18-2（ため池洪水調節機能強化事業に係る取扱い）</u></p> <p>第1 事業の実施等 <u>要領別紙18の第2の事業を実施する場合は、要領別紙18によるほか、次に定める基準を満たすものとする。</u></p> <p>第2 低水位管理に必要な整備 <u>事業実施後の低水位管理の方法について、ため池の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と合意されていること。</u></p> <p>第3 洪水調節容量の活用に必要な整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 事業完了後の施設管理計画や財産移管等の取扱いについて、施設の予定管理者と合意されていること。</u> <u>2 本事業の対象は、廃止する農業用ため池のほか、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないものを含む。</u> <u>3 事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村の費用を持って充当するよう努めるものとする。</u> 	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>要領別紙19（湛水被害総合対策事業に係る運用）</u></p> <p>第1 趣旨 <u>要領別表1の事業区分1の(13)に掲げる湛水被害総合対策事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。</u></p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>1 農業生産基盤整備事業等</u> <u>別表のとおり</u></p> <p><u>2 高付加価値農業施設移転等</u> <u>湛水被害が生じている区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転及び附帯施設の整備</u></p> <p><u>3 実施計画策定等</u></p> <p><u>(1) 湛水被害総合対策計画策定</u> <u>湛水解析や土地利用調整に必要な調査、当該地域の総合整備構想及び期待される効果等の検討並びに要領別紙19別記様式第1号の湛水被害総合対策計画の策定</u></p> <p><u>(2) 実施計画策定</u> <u>事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定</u></p> <p>第3 事業実施主体 <u>都道府県</u></p> <p>第4 実施要件</p> <p><u>1 過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</u></p> <p><u>ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)</u></p> <p><u>イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)</u></p> <p><u>(2) 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</u></p> <p><u>(3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの 2 第2の1及び2に掲げる事業を実施する場合には、第2の3の(1)に規定する湛水被害総合対策計画が策定されていること。</u></p> <p><u>3 第2の1の事業にあつては、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上）あるもの</u></p> <p><u>4 第2の1の事業内容は、次に掲げるいずれかのものとする。</u></p> <p><u>(1) 農業生産基盤整備事業（要領別紙19別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの</u></p> <p><u>(2) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)と併せて農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(8)まで及び要領別紙19別表の区分の欄の2から4までに掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</u></p> <p><u>5 第2の2の事業にあつては、第2の1の事業と併せて一体的に実施するもの</u></p> <p>第5 事業の実施</p> <p><u>1 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出</u></p>	

改正後			改正前
<u>するものとする。</u>			
<u>要領別紙19別表 (事業種類及び内容)</u>			(新設)
区分	事業種類	事業内容	
1 農業生産基盤整備事業	<u>(1) 農業用排水施設整備事業</u>	<u>排水被害を防止するための農業用排水施設の新設、廃止又は変更</u>	
	<u>(2) 農道整備事業</u>	<u>農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更</u>	
	<u>(3) 客土事業</u>	<u>農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等</u>	
	<u>(4) 暗渠排水事業</u>	<u>農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工</u>	
	<u>(5) 区画整理事業</u>	<u>農地等の区画形質の変更</u>	

改正後			改正前		
	<u>(6) 除磔</u>	除磔			
	<u>(7) 農用地造成</u>	農地の造成			
	<u>(8) 農地保全</u>	農地の保全のため必要な事業			
<u>2 農業生産基盤整備附帯事業</u>	<u>(1) 土壤改良事業</u>	土壤改良資材の投入等			
	<u>(2) 交換分合</u>	農地等の交換分合			
<u>3 営農環境整備事業</u>	<u>(1) 農業集落道整備事業</u>	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備			
	<u>(2) 農業集落防災安全施設整備事業</u>	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備			
	<u>(3) 用地整備事業</u>	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備			

改正後			改正前
	<u>(4) 農作業準備休憩施設</u>	<u>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</u>	
<u>4 農業経営高度化支援事業</u>	<u>(1) 指導事業</u>	<u>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</u>	
	<u>(2) 調査・調整事業</u>	<u>関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</u>	
要領別紙1別記様式第1号～要領別紙16別記様式第1号 (略)			要領別紙1別記様式第1号～要領別紙16別記様式第1号 (略)
<u>要領別紙19別記様式第1号</u> <u>湛水被害総合対策計画</u> <u>第1 地域概要</u> <u>農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）、排水状況（土地利用の変動状況）等について記載する。</u> <u>第2 被害実績</u> <u>過去10年間に2回以上湛水被害が発生した際の地区内の被害状況、被害額等について記載する。</u> <u>第3 排水施設及び農業生産基盤等の現状</u> <u>排水施設、農業生産基盤及び土地利用状況について記載する。</u>			(新設)

改 正 後

改 正 前

第4 課題及び整備方針

洪水被害に対する地域の課題、排水機能を総合的に強化するために必要となる整備事業の実施方針及びその費用、期待される効果等について記載する。

第5 洪水被害総合対策事業の内容

1. 事業概要

地区名				所在地					
工期				事業実施主体					
防災受益面積 (ha)				総事業費 (千円)	負担区分				備考
水田	畑	その他	計		国	県	市町村	その他	
被害想定額 (千円)							備考		
作物	農地	農業用 施設	公共 施設	家屋 その他	計	うち 農外分			

2. 整備内容

対象施設名	事業内容	事業量	概算事業費	予定工期	施設管理者	受益面積	備考
計							

※注) 位置図及び計画平面図を添付すること。